

## 令和4年度 工事監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 監査の種類  | 工事監査                                       |
| 2 | 監査対象   | 中央老人福祉センター及び勤労者・市民交流センター改修工事<br>都市整備部営繕工務課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和5年1月30日                                  |

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(5) 施工・監理が適切に行われないリスク 総合施工計画書について、目次構成に重点管理項目が示されていたが、監理者が重視する項目と若干の相違がある。（工事技術調査報告書） 総合施工計画書は、工事施工者が発注者、監理者と現場固有条件、要望事項を事前に十分に協議し、その意向をどのように具現化するかを示すものである。従って、内容は発注者、監理者の要望を受けた表現とすべきである。</p>	<p>【措置済】 令和5年3月17日 重点的な管理が必要な事項について、受注者と再度協議を行い、現場固有の条件や重点管理項目を確認したうえで、総合施工計画書への追記及び修正を行い、監理者の要望と受注者の総合施工計画書の整合が図ることができた。</p>
<p>建設副産物処理計画について、解体工事施工計画書に処分場経路図や処分場の契約、マニフェスト類が記載されており、経路、処分場の確認調査写真は工事写真として整理されている。（工事技術調査報告書） 建設副産物処理に関しては、社会的な関心が高い分野であり、外部からの問い合わせ時に速やかに対応するために、建設副産物処理計画書とした単独の計画書として整理されることを推奨する。</p>	<p>【措置済】 令和5年3月17日 建設副産物処理に関する『解体工事施工計画書』『処理状況報告書（工事写真含む）』『産業廃棄物管理票（マニフェスト）確認表』などは、外部からの問い合わせに対して、計画から処分までの書類を速やかに確認でき、情報公開などに対応できるよう、まとめて一つの保管箱にて整理した。</p>
<p>災害防止協議会に関して、月毎に開催されている会議資料は保存されているが、議事録が作成されていない。（工事技術調査報告書） ① 災害防止協議会に限らず工事関連の打合せ・会議に関しては、できるだけ詳細な議事録の作成が非常に重要である。問題が生じた時に、責任の所在を明確にするためにも、最小限何らかのメモでも残しておくことを推奨する。</p>	<p>【措置済】 令和5年3月17日 災害防止協議会及び適宜開催の工事関係者会議の議事録は、未作成であった会議については、後日作成して出席者への周知を行い、以降の各会議については、議事録の作成を行った。</p>
<p>② 議事録に付随する資料として指示・打合せ事項書を作成しているが、内容からは作成の時期が明確に判断できなかった。協議会や打合せの記録を残し、施工業者と共有することで協議内容に漏れがないようにするとともに、記録の作成時期が明確になるよう改善を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和5年3月17日 指示・打ち合わせ事項書の内容には、施工業者との協議内容をわかりやすく表現し、記録の作成時期を明確にした内容で作成した。</p>

<p>(6) 現場の安全管理が適切に行われないリスク 勤労者・市民交流センターは、貸館業務を継続しながら改修工事を実施している。利用者の駐車場も当施設の前にあるので、安全面などの環境に十分配慮して工事を行うこと。 また、中央老人福祉センターの隣地には登校サポートセンターもあるので、継続して騒音などの環境に配慮した工事に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月17日 勤労者・市民交流センターの貸館業務に支障をきたさないよう工事完了することができた。 また、中央老人福祉センター隣地などへの環境への配慮を行い工事完了できた。</p>
--	---

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 施設の維持管理について【有効性の視点】 ア 中央老人福祉センターの改修工事において、透水性のアスファルト舗装を行う計画になっている。将来は目詰まりすることも想定できるので、状況等を確認して施設管理者へ共有することで、施設の維持管理に活かすこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月17日 透水性アスファルト舗装の将来的な目詰まりの可能性を説明し、施設管理者と維持管理内容について共有した。</p>
<p>イ タイルなどが剥がれてこないよう下地の状況を確認して工事を施工しているが、将来の維持管理を想定して、施設管理者と工法を共有することで、きめ細やかに申し送ることや施設の定期点検につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月17日 健全な既設タイル面を残して、その上に新たな壁仕上げを行った工法であることを説明し、施設管理者と維持管理及び定期点検について共有した。</p>
<p>② 工事に係る経費節減について【経済性の視点、有効性の視点】 電気設備のLED化工事について、リースで対応したほうが将来負担を軽減できることがある。過去の経験をふまえ、必要に応じてアドバイスを施設所管課に行っているが、継続して取り組むことで、他の工事でもLED化による経費節減などの意識が行き渡るよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月17日 施設所管課へ経費節減へのアドバイスを実施した。他の工事においても経費節減のアドバイスを行う。</p>